平成十一年法律第十七号 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に 関する法律

第一条 この法律は、個人の道府県民税 別税額控除」という。)並びに同法附則第五条 置を定めるものとする。 例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措 に資するため、当分の間の措置として、地方特 団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営 を行うことにより減少することに伴う地方公共 及び第三条の二において「定額減税」という。) の八及び第五条の十二の規定による控除(同項 条第二項及び第三条において「住宅借入金等特 適用する場合を除く。)の規定による控除(次 十六号)附則第五条の四及び第五条の四の一 の収入が地方税法(昭和二十五年法律第二百二 村民税(区民税を含む。以下同じ。)の所得割 (同法附則第四十五条の規定により読み替えて 以下同じ。)の所得割及び個人の市町 (都民税

(地方特例交付金の交付)

(特別区を含む。以下同じ。)に対して交付する第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村

税額控除減収補塡特例交付金(個人の道府県民・地方特例交付金の種類は、住宅借入金等特別 市町村民税の所得割の定額減税による減収額を て交付する交付金をいう。以下同じ。)とする。 埋めるために令和六年度及び令和七年度におい 交付金(個人の道府県民税の所得割及び個人の いう。以下同じ。)及び定額減税減収補填特例 ために当分の間の措置として交付する交付金を 宅借入金等特別税額控除による減収額を埋める 税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住

金総額(令和六年度及び令和七年度にあって 総額を加算した額)とする。 第一項に規定する定額減税減収補塡特例交付金 例交付金総額に当該各年度における第三条の二 は、当該住宅借入金等特別税額控除減収補塡特 る住宅借入金等特別税額控除減収補塡特例交付 総額は、当該年度における次条第一項に規定す 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の 2

住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金 度において次条第二項の規定により交付すべき の額(令和六年度及び令和七年度にあっては、 して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対

> の規定により交付すべき定額減税減収補塡特例 当該額に当該各年度において第三条の二第二項 (住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付

第三条 見込額の合算額に相当する額として予算で定め 特別税額控除減収補塡特例交付金の総額は、各 という。)とする。 る額(次項及び第五条第一項において「住宅借 所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収 の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の 都道府県及び各市町村における当該年度の個人 入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額」 毎年度分として交付すべき住宅借入金等

2 毎年度分として各都道府県及び各市町村に対 除の額の合計額の見込額として総務省令で定め 得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控 めるところにより、各都道府県及び各市町村の 補填特例交付金の額は、住宅借入金等特別税額 して交付すべき住宅借入金等特別税額控除減収 とする。 合計額の見込額として総務省令で定めるところ は当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額 るところにより算定した額、各市町村にあって 住宅借入金等特別税額控除見込額(各都道府県 控除減収補填特例交付金総額を、総務省令で定 から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の にあっては当該年度分の個人の道府県民税の所 により算定した額をいう。)により按分した額

(定額減税減収補塡特例交付金の額)

第三条の二 令和六年度分及び令和七年度分とし 総額」という。)とする。 (次項において「定額減税減収補填特例交付金の合算額に相当する額として予算で定める額 年度の個人の道府県民税の所得割及び個人の市 額は、各都道府県及び各市町村における当該各 町村民税の所得割の定額減税による減収見込額 て交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の総

るところにより算定した額、 減収補填特例交付金の額は、定額減税減収補填 府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税 税の額の合計額の見込額として総務省令で定め の道府県民税の所得割の額から控除する定額減 額(各都道府県にあっては当該各年度分の個人 より、各都道府県及び各市町村の定額減税見込 特例交付金総額を、総務省令で定めるところに 令和六年度分及び令和七年度分として各都道 各市町村にあって

額をいう。)により按分した額とする。 額から控除する定額減税の額の合計額の見込額 は当該各年度分の個人の市町村民税の所得割の として総務省令で定めるところにより算定した (算定の時期等)

第四条 ができる。 交付すべき地方特例交付金の額を、遅くとも毎 に決定した地方特例交付金の額を変更すること おいて、地方特例交付金の額を決定し、又は既 他特別の事由がある場合には、九月一日以後に 年八月三十一日までに決定しなければならな い。ただし、地方特例交付金の総額の増加その

2 当該地方公共団体に通知しなければならない。 金の額を決定し、又は変更したときは、これを 総務大臣は、前項の規定により地方特例交付

第五条 地方特例交付金は、毎年度、次の表の上 度において地方特例交付金の交付を受けないこ ととなると認められる地方公共団体又は当該年 地方特例交付金の額に比して著しく減少するこ べき地方特例交付金については、当該年度にお る額を交付する。ただし、四月において交付す 欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定め 付しないことができる。 ととなると認められる地方公共団体に対して いて交付すべき地方特例交付金の額が前年度の 同表の下欄に定める額の全部又は一部を交

交 |交付時期ごとに交付すべき額

兀 期時付

2 は 税額控除減収補塡特例交付金総額に」とあるの 税額控除減収補塡特例交付金の額」とあるのは 「地方特例交付金の額」と、「住宅借入金等特別 ては、同項の表四月の項中「住宅借入金等特別 令和六年度における前項の規定の適用につい 体に対する地方特例交付金の額から既に交付 当該年度において交付すべき当該地方公共団 した地方特例交付金の額を控除した額 割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額 別税額控除減収補填特例交付金総額に対する 塡特例交付金総額の前年度の住宅借入金等特 当該年度の住宅借入金等特別税額控除減収補 金等特別税額控除減収補塡特例交付金の額に 前年度の当該地方公共団体に対する住宅借入 「地方特例交付金の総額に」と、 「得た額」

とあるのは「得た額に、個人の道府県民税の

総務大臣は、第二条第四項の規定により

(地方特例交付金の交付時期) 5

た額を加算した額」とする。 収補塡特例交付金総額に対する割合を乗じて得 り算定した額を加算した額」とし、令和七年度 者数等を参酌して総務省令で定めるところによ 得割及び個人の市町村民税の所得割の納税義務 付金総額の前年度の同項に規定する定額減税減 税減収補塡特例交付金の額に当該年度の第三条 表四月の項中「得た額」とあるのは、「得た額 における前項の規定の適用については、同項の の二第一項に規定する定額減税減収補塡特例交 に、前年度の当該地方公共団体に対する定額減 当該年度の国の予算の成立しないことその

ごとに交付すべき額については、国の暫定予算 の超過額を遅滞なく、国に還付しなければなら 額を超える場合には、当該地方公共団体は、そ 度分として交付を受けるべき地方特例交付金 期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該 ろにより、特例を設けることができる。 付金の額等を参酌して、総務省令で定めるとこ おける地方特例交付金の交付時期及び交付時期 の事由により、前二項の規定により難い場合に の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交 地方公共団体が前三項の規定により各交付時 年

があった場合における前年度の関係地方公共団 例交付金の四月に交付すべき額が交付されるま 以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特 体の地方特例交付金の額の算定方法は、 での間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更 第一項及び第二項の場合において、四月一日 総務省

府県知事の義務) 令で定める。 (地方特例交付金の算定及び交付に関する都道

出等) より、当該都道府県の区域内の市町村に対し交 関する事務を取り扱わなければならない。 付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に (地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提 都道府県知事は、政令で定めるところに

第七条 都道府県知事は、総務省令で定めるとこ ろにより、 ばならない。 の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなけ 当該都道府県の地方特例交付金の

2 用いる資料を都道府県知事に提出しなければ り、当該市町村の地方特例交付金の額の算定に 市町村長は、総務省令で定めるところによ

ならない。 当該資料を審査し、 らない。この場合において、都道府県知事は、 総務大臣に送付しなければ

(交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措

道府県及び各市町村に交付した後において、 町村に交付すべき額とするものとする。 より決定し、又は変更する額に加算し、又はこ を発見した日以後初めて第四条第一項の規定に 加し、又は減少すべき額を、錯誤があったこと きは、総務省令で定めるところにより、当該増 した額を増加し、又は減少する必要が生じたと の交付した額の算定に錯誤があったため、交付 から減額した額をもって各都道府県及び各市 総務大臣は、地方特例交付金を各都

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第八条 各地方公共団体に対して交付すべき普通 の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事項において「地方特例交付金」という。)の額 五の額」とする。 当該指定市の地方特例交付金の額の百分の七十 能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、 七十五の額」とあるのは「当該指定市の環境性 定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の 交付金の額の百分の七十五の額」と、「当該指 額の百分の七十五の額、当該市町村の地方特例 は「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込 金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるの 業譲与税」と、「当該市町村の環境性能割交付 条第一項に規定する地方特例交付金(以下この に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二 府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置 県の特別法人事業譲与税」とあるのは「当該道 適用については、当分の間、同項中「当該道府 年法律第二百十一号)第十四条第一項の規定の 定する場合における地方交付税法 交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算 (昭和二十五

規定の適用については、当分の間、同項の表道 る場合における地方交付税法第十四条第三項の 税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定す 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付

道府県交付たばこ税都 金 道 市町村当該都道府県が包括する 村たばこ税の課税標準 市町村の前年度の市町

意見を聴かなければならない

+ 付特金例 都 ば 町 道 こ 村 府 税 た 県 例交 尔交付 地方 لح の二|当該年度について地方特例交 市当該都道府県が包括する市町 年法律第十七号)第二条第 置に関する法律(平成十 税の課税標準数量等 村の前年度の市町村たば 同条第一項に規定する地方 四項の規定により算定した 付金等の地方財政の特別措 特例交付金」という。)の額十五号の二において「地方 特例交付金(市町村の項第 あ る \mathcal{O} は

十 五 環境性能割 前年度の環境性能割交付 市 町 村 項

項

0)

中

交付金

金の交付額

لح

る

十五の二 性 Ħ. 交付金 地方特例 付 住能割交 金 環境前年度の環境性能割交付金 C 交付金等の地方財政の特当該年度について地方特例 定した地方特例交付金の 条第四項の規定により算 別措置に関する法律第一 の交付額

とする。

特例) (地方公共団体における年度間の財源の調整の

第九条 第十条 号)第四条の三第一項の規定の適用について 変更しようとする場合には、地方財政審議会の 交付すべき地方特例交付金の額を決定し、又は 場合及び第四条の規定により各地方公共団体に する命令の制定又は改廃の立案をしようとする は、当分の間、同項中「普通税」とあるのは、 (地方財政審議会の意見の聴取) 「普通税、地方特例交付金」とする。 総務大臣は、地方特例交付金の交付に関 地方財政法 (昭和二十三年法律第百九

(命令への委任)

第十一条 この法律に定めるもののほか、 律を実施するため必要な事項は、 命令で定 この法

(事務の区分)

第十二条 第六条及び第七条第二項後段の規定に 号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定 より都道府県が処理することとされている事務 受託事務とする。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成 債及び同年度分の地方交付税から適用する。た だし、第十七条の規定は、平成十二年四月一日 から施行する。 一年度分の交付金、同年度に許可される地方

第二条 平成十一年度に限り、第二条の規定の適 同項第四号中「附則第四十条第二項から第五項 るのは「附則第四十条第六項及び第七項」と、 用については、同条第一項第一号中「附則第四 四十条第五項、第八項及び第九項」とする。 まで、第八項及び第九項」とあるのは「附則第 十条第二項、第三項、第六項及び第七項」とあ (平成十一年度における四月交付分の交付金の (平成十一年度における減収見込額の特例)

第三条 平成十一年度に限り、地方公共団体に対 した額とする。 たばこ税に係る平成十年度の同表の基準税額等 市町村民税の所得割及び法人税割並びに市町村 業に対する事業税並びに道府県たばこ税並びに 府県民税の所得割及び法人税割、法人の行う事 第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち道 項の規定にかかわらず、地方交付税法第十四条)四月に交付すべき交付金の額は、第九条第

七号) 則 抄 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。 定条 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 節名並びに二款及び款名を加える改正規

条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 百二条の規定 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定) に限る。)、第四十条中自然公園法附則 |項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 第百六十一条において「国等の事務」という。) 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の法律に規定するもののほか、この法律の施行 の事務として処理するものとする。 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 下この条において「上級行政庁」という。)が前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 であった行政庁とする。 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に あったものについての同法による不服申立てに ついては、施行日以後においても、当該処分庁 に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

2 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二百五十条 ては、地方分権を推進する観点から検討を加び新地方自治法に基づく政令に示すものについ ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 きる限り新たに設けることのないようにすると に規定する第一号法定受託事務については、で 適宜、適切な見直しを行うものとする。 新地方自治法第二条第九項第一号

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 必要な措置を講ずるものとする。 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

附 則 一六〇号) (平成一一年一二月二二日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め 平成十三年一月六日から施行する。ただ

第千三百四十四条の規定 公布の日 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 第一条 この法律は、平成十五年四月一日

則 (平成一二年三月二九日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成十二年四月一日 「から施

則 抄 (平成一二年五月三一日法律第九

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月(施行期日) を超えない範囲内において政令で定める日 下「施行日」という。) から施行する。 (処分等の効力)

下この条において同じ。)の規定によってしたそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規 改正後のそれぞれの法律の相当の規定によって は、この附則に別段の定めがあるものを除き、 れぞれの法律の規定に相当の規定があるもの 処分、手続その他の行為であって、改正後のそ

|第六十七条 この附則に規定するもののほ 定める。 (その他の経過措置の政令への委任) 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で か、こ

則 (平成一三年三月三〇日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 する法律の一部改正に伴う経過措置) (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規第六条 第六条の規定による改正後の地方特例交 附 則 (平成一四年七月三日法律第八〇定は、平成十三年度分の交付金から適用する。

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施 行する。

号) 附 則 (平成一五年三月三一日法律第九

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当144 この法律は、平成十五年四月一日から施

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 二 第一条中地方税法第七十四条の五、第四百 第六号及び第七号の改正規定に限る。)並び律(平成十一年法律第十七号)第二条第一項 例交付金等の地方財政の特別措置に関する法 四条の規定、附則第三十七条の規定(地方特 条の二の改正規定並びに附則第七条及び第十 に附則第三十八条第一項の規定 平成十五年 六十八条、附則第十二条の二及び附則第三十

兀 十二条の六十五)/」に改める部分を除く。) 及び税率等(第七十二条の四十九の七―第七 六) /第三款 個人の事業税に係る課税標準 十四―第七十二条の六十五)/」を「/第二 人の事業税の賦課及び徴収(第七十二条の二 の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個 (第七十二条の十二―第七十二条の四十九の 一款 課税標準及び税率(第七十二条の十二 同法第二十三条の改正規定(同条第一項第 第一条中地方税法目次の改正規定(「/第 第七十二条の二十三の四) /第三款 法人 法人の事業税に係る課税標準及び税率等

項まで、第九項及び第十一項の規定、

二十九条の規定(地方交付税法(昭和二十五

附則第十条第二項、第三項、第五項から第七 項、第十六項、第十八項及び第十九項並びに 項、第五項から第七項まで、第九項、第十一

並びに次条第一項、附則第三条第二項、第三 改正規定(同条第十項に係る部分を除く。) る部分を除く。)並びに同法附則第四十条の の下に「「道府県」とあるのは「市町村」と

に、「百分の四」を「百分の三・四」に改め 、」を加え、「百分の二」を「百分の一・六_ る。)、同条第四項の改正規定(「、第一項中」

号」を「第五項第三号」に改める部分に限 る。)、同項第五号の改正規定 (「第四項第三 下に「、第三十七条の三」を加える部分に限 項第四号の改正規定(「第三十七条の二」の える改正規定、同法附則第三十五条の四第二 る部分に限る。)、同法附則第三十五条の二の「、附則第三十五条の二の六第二項」に改め 十五条の二の四第一項並びに第三十五条の二条の二の二第一項の改正規定(「、附則第三 四第一項、第三十五条の二の六第二項」を の六第二項」に、「、附則第三十五条の二の の六第二項」を「並びに附則第三十五条の一 条の二の改正規定(同条第五項及び第九項第 正規定、同条の次に二条を加える改正規定、 第一項、附則第三条の三及び附則第五条の改 同法第七百三十四条第三項、附則第三条の二 正規定、同条の次に一条を加える改正規定、 正規定(「国外公募投資信託等の配当等」を 二号に係る部分を除く。)、同法附則第三十五 定、同法附則第三十四条の改正規定(同条第 同法附則第六条及び第三十三条の三の改正規 十四条の二第一項及び第三百十四条の七の改 加える改正規定、同法第三百十三条、第三百 の八の改正規定、同法第二章第一節に二款を 次に一条を加える改正規定、同法第七十一条 四号、第四号の三及び第四号の四に係る部分 一項に係る部分を除く。)、同法附則第三十五 に改める部分に限る。)、同法第二十六条、 「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」 一項及び第三十七条の二の改正規定、同条の 一十七条第二項、第三十二条、第三十四条第 第

> 表市町村の項中第十八号を第二十号とし、第等譲渡所得割に係る部分に限る。)並びに同 四条第三項の改正規定に限る。) 平成十六年 金等の地方財政の特別措置に関する法律第十 並びに附則第三十七条の規定(地方特例交付 る。)、附則第三十条第三項及び第四項の規定 第八号の次に次のように加える改正規定に限 九号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、 三項の表道府県の項第一号の改正規定(株式 年法律第二百十一号)第十四条第一項及び第 月一日

号の改正規定(「、通信・放送機構」を削る を除く。)、同法第七十二条の四第一項第三号 る改正規定、同法第七十二条の改正規定、同 部分に限る。)、同法第十九条の九第二項及び の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個 二第四項」を「第七十二条の二十三第一項 部分に限る。)、同項第四号の改正規定(「第 分に限る。)、同法第七十二条の五第一項 の改正規定(「、労働福祉事業団」を削る部 信託又は法人税法」に改める部分に限る。) 五号)第二条第十一項に規定する加入者保護 の振替に関する法律(平成十三年法律第七十 定、同法第七十二条の三の改正規定(同条第 条を同法第七十二条の二とし、同法第二章第 第二十条の九の三第五項の改正規定、同法第 げる法人に対して課する事業税、」を加える の下に「第七十二条の二第一項第一号イに掲 び第十六条の四第十二項の改正規定、同法第 及び税率等(第七十二条の四十九の七―第七 款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等 十四―第七十二条の六十五)/」を「/第二 び第七十二条の二十四の七第六項」に改める 七十二条の十四第一項及び第七十二条の二十 七十二条の二を同法第七十二条の二の二とす 十七条の五第三項の改正規定(「の決定(」 十二条の六十五)/」に改める部分に限る。) 六) /第三款 個人の事業税に係る課税標準 (第七十二条の十二―第七十二条の四十九 人の事業税の賦課及び徴収(第七十二条の二 一節第一款中同条の前に一条を加える改正規 同法第十一条の五第一号、第十四条の九及 第一条中地方税法目次の改正規定(「/第 項の改正規定(「又は同法」を「、社債等 第七十二条の二十三の四)/第三款 法人 課税標準及び税率(第七十二条の十二 0)

定、同法附則第三十五条の三の次に一条を加三から附則第三十五条の二の五までの改正規

平成十五年度減税たばこ税調整額の百分の七十

び第三項の改正規定を除く。)、同法第七十二 を加える部分に限る。)並びに同条第二項及 いて「予定申告に係る事業税額」という。)」 額の事業税」の下に「(次項及び第三項にお 正規定(同条第一項の改正規定(「相当する 五の改正規定、同法第七十二条の二十六の改 条を加える改正規定、同法第七十二条の二十 改正規定を除く。)、同条を同法第七十二条の 項」に改める部分、「、第五十八条、第六十 及び第十一項、第五十八条第五項」を「第五(同条第一項の改正規定(「第五十七条第十項 改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定 改正規定、同法第七十二条の十九の改正規 条の二十の改正規定、同条を同法第七十二条 条の二十四の七とする改正規定、 分に限る。)を除く。)、同条を同法第七十二 を削り、同項第十一号を同項第十号とする部 正規定(同条第四項の改正規定(同項第十号 規定、同条を同法第七十二条の二十四の八と る改正規定、同法第七十二条の二十三の改正 定、同条を同法第七十二条の二十四の九とす 規定、同法第七十二条の二十三の二の改正規条を同法第七十二条の二十四の十とする改正 同法第七十二条の二十三の三の改正規定、同 改正規定、同法第七十二条の二十三の四の改 第三款の款名及び第七十二条の二十四を削る び第二十四項の改正規定、同法第二章第二節 第二節第二款の款名の改正規定、同法第七十 条の二十八から第七十二条の三十一まで、 八条の四十三」を「及び第六十八条の四十 る改正規定、同法第七十二条の十六から第七 定、同条を同法第七十二条の二十四の四とす の二十四の五とし、同条の次に一条を加える する改正規定、同法第七十二条の二十二の改 正規定、同条を同法第七十二条の二十四の十 部分に限る。)、同法第七十二条の五の二から 十」を削る部分に限る。)及び同条第二項の三」に改める部分及び「及び第六十八条の六 十七条第八項及び第九項、第五十八条第四 十二条の十五の改正規定、同条を同法第七十 十二条の十八までを削る改正規定、同法第七 二条の二十一を削る改正規定、同法第七十二 二条の二十四とし、同条の次に二条を加える 二条の十二並びに第七十二条の十三第六項及 一十三とし、同法第七十二条の十三の次に九 とし、同条の次に一条を加える改正規定、 同法第七十

四及び第十六号の改正規定、同項に四号を加限る。)、同法第三百四十八条第二項第二号の 税法第十四条第二項の改正規定に限る。)、附 年法律第四十九号)」を加える部分及び「附 政の特別措置に関する法律第二条第二項及び 三十七条の規定(地方特例交付金等の地方財 則第三十一条及び第三十二条の規定、附則第 項の規定、附則第二十九条の規定(地方交付 第七項、第五条、第九条並びに第十一条第三 項、附則第四条第一項、第四項、第六項及び 則第四十条第十項の改正規定並びに次条第二 七項」に改める部分を除く。)並びに同法附 則第三十二条第六項」を「附則第三十二条第 合理化に関する法律」の下に「(昭和五十四 条第三項の改正規定(「エネルギーの使用の の五及び第十二条の三第一項の改正規定、同 部分に限る。)、同法附則第九条の二、第九条 十二条の二十四の二第二項第一号」に改める 部分を除く。)及び同条第二項の改正規定(日」を「平成十七年三月三十一日」に改める 第一項の改正規定(「平成十五年三月三十一 三条の二第二項の改正規定、同法附則第九条 る。)、同法第四百四十七条第一項及び附則第 法人情報通信研究機構」に改める部分に限 改正規定(「通信・放送機構」を「独立行政 限る。)、同法第三百四十九条の三第四十項の える改正規定(同項第三十九号に係る部分に える改正規定(同項第三十五号に係る部分に 第一項第十三号の改正規定、同項に二号を加 第七十二条の六十四まで、第七十二条の七十 第七十二条の六十、第七十二条の六十二から 第七十二条の五十五、第七十二条の五十九、 の五十第一項、第七十二条の五十四第二項、 及び八条を加える改正規定、同法第七十二条 の四十九の改正規定、同条の次に五条、款名 六まで、第七十二条の四十八及び第七十二条 法第七十二条の四十四から第七十二条の四十 正規定 (同条第二項の改正規定を除く。)、同 二の改正規定、同法第七十二条の四十三の改 条を加える改正規定、同法第七十二条の四十 二条の四十一までの改正規定、同条の次に四 正規定、同法第七十二条の三十九から第七十 七十二条の三十三から第七十二条の三十四ま 「第七十二条の十四第八項第一号」を「第七 一、第七十二条の八十七及び第七十三条の四 -八の改正規定、同条の次に一条を加える改 第七十二条の三十七及び第七十二条の三

> する法律の一部改正に伴う経過措置) 十八条第二項の規定 平成十六年四月一日 十八条第二項の規定 平成十六年四月一日 第三項の改正規定に限る。)並びに附則第三

第三十八条 前条の規定による改正後の地方特例第三十八条 前条の規定による改正後の地方特例交付金から適定は、平成十二条第一項第六号及び第七号の規定は、平成十二条第一項第六号及び第七号の規定は、平成十二条第一項第六号及び第七号の規定は、平成十二条第一項第六号及び第七号の規定は、平成十二条第一項第六号及び第七号の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律を付金を表す。

〇号) 抄附 則 (平成一五年三月三一日法律第一

(施行期日)

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関四月一日から施行する。 四月一日から施行する。 たし、附則第五条第六項の規定は、平成十五年第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

2 平成十五年度に限り、地方公共団体に対し四 あっては当該都道府県に対する平成十四年度分 第九条第一項の規定にかかわらず、都道府県に 例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 月に交付すべき地方特例交付金の額は、地方特 勢調査の結果による各都道府県の人口であん分 う。以下この項において同じ。)

を総務省令で 項に規定する都道府県第二種交付金総額をい 道府県第二種交付金総額(新法第七条の三第 の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の 交付金(第四条の規定による改正後の地方特例 おいて同じ。)の額に平成十五年度分の第一種 第三条に規定する交付金をいう。以下この項に 例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 の交付金(第四条の規定による改正前の地方特 した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一 定めるところにより官報で公示された最近の国 二分の一に相当する額及び平成十五年度分の都 第二項に規定する第一種交付金をいう。以下こ 交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 に相当する額の合算額として総務省令で定める (以下この項において「新法」という。) 第三条 項において同じ。)の総額の平成十四年度分

ところにより算定した額とし、市町村(特別区を含む。以下同じ。)にあっては当該市町村にを含む。以下同じ。)にあっては当該市町村に対する平成十四年度分の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額ので付金が額を控除して得た額を経務が会をによる各市町村の人口であん分した額をところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口であん分した額をところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の係る額の一段相当する額の一段相当する額の一段相当する額の一段を設定した額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村(特別区ところにより算定した額とし、市町村(特別区ところにより算定した額とした額とし、市町村(特別区ところにより算定した額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村(特別区ところによりでは、1000円は、1000円によりによりによりに対している。

方法の特例) (平成十五年度における基準財政収入額の算定

第五条

「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とある この項において「平成十五年度減税都区調整 のは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び の百分の七十五に相当する額の合算額」と、 整率を乗じて得た額(以下この項において「平 第一号へに掲げる額に平成十五年度減税都区調 十五年地方交付税法等改正法附則第五条第一項の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成 込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは と、「自動車取得税交付金」という。)の交付見 おいて「平成十五年度減税たばこ税調整額」と 率」という。)を乗じて得た額(以下この項に という。) 附則第五条第一項第一号ホに掲げる る額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正 税調整額」という。)の百分の七十五に相当す 分の七十五に相当する額」とあるのは「たばこ 準財政収入額を算定する場合における地方特例 特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基 成十五年度減税自動車取得税調整額」という。) 額に同項に規定する総務省令で定める率(以下 において「平成十五年地方交付税法等改正法」 する法律(平成十五年法律第十号。以下この 交付税法第十四条第一項の規定の適用について 交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第 いう。) の百分の七十五に相当する額の合算額. は、同項中「たばこ税調整額」という。)の百 十四条第二項の規定により読み替えられた地方 「自動車取得税交付金」という。) の交付見込額 平成十五年度分の地方交付税に限り、都及び 項

五の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取石の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」と、「当該市町村の自動車取五の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取五の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取

b 平成十五年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によって読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第十号)附則第五条第一項第二項の規定の適用については、同項中「交付金で成十五年法律第十号)附第五条第一項第一次付金等の地方は対して得た額」とする。

七号) 抄附 明 (平成一六年三月三一日法律第一

(施行期日)

三十二条 前条り見定こよる女E後り也庁寺列する法律の一部改正に伴う経過措置)(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

八号) 抄 附 則 (平成一六年三月三一日法律第一

(施行期日)

第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交付を等の地方特例交付を等の地方財政の特別措置に関第一条 この法律は、公布の日から施行する。

条第二項に規定する第一種交付金をいう。以下 中度分の地方財政の特別措置に関する法律 (次項において「旧法」という。) 第三年度分の地方交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 (次項において「旧法」という。) 第三年度分の地方交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 第九条第一項の規定にかかわらず、都道府県に かっては当該都道府県に対する平成十五年度分の第一種交付金(第四条の規定による改正前の 第一種交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規 付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規 付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規

この条において同じ。) の額に平成十六年度分

とする。 割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と という。) 第三条第二項に規定する減税補てん 平成十五年度分の第一種交付金の総額に対する 成十六年度分の減税補てん特例交付金の総額の 対する平成十五年度分の第一種交付金の額に平 ところにより算定した額とし、市町村(特別区 勢調査の結果による各都道府県の人口であん分 定めるところにより官報で公示された最近の国 予定特例交付金をいう。)の総額を総務省令で 特例交付金をいう。以下この条において同じ。 置に関する法律(以下この条において「新法! 改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措 の減税補てん特例交付金(第四条の規定による して総務省令で定めるところにより算定した額 を含む。以下同じ。)にあっては当該市町村に に相当する額の合算額として総務省令で定める 交付金(新法第三条第二項に規定する税源移譲 する額及び平成十六年度分の税源移譲予定特例 に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当 の総額の平成十五年度分の第一種交付金の総額 した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一

みなす。 は、新法の規定による減税補てん特例交付金とは、新法の規定により交付された第一種交付金

方法の特例) (平成十六年度における基準財政収入額の算定

車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額の百分の七十五の額に平成十六年度減税自動

「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込

額」とする。

第五条

分の七十五に相当する額の合算額」と、「たば を乗じて得た額(以下この項において「平成十 定する総務省令で定める率(以下この項におい 則第五条第一項第一号へに掲げる額に同項に規 成十六年地方交付税法等改正法」という。) 附 る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成 見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係 交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあ 交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第 準財政収入額を算定する場合における地方特例 特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基 六年度減税地方消費税調整額」という。)の百 て「平成十六年度減税都区調整率」という。) 十六年法律第十八号。以下この項において「平 るのは「地方消費税交付金」という。) の交付 交付税法第十四条第一項の規定の適用について 十四条第二項の規定により読み替えられた地方 は、同項中「地方消費税交付金」という。) の 平成十六年度分の地方交付税に限り、都及び

収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の の百分の七十五に相当する額及び都に係る同号「自動車取得税交付金」という。)の交付見込額 う。) の百分の七十五に相当する額及び都に係 こ税調整額」という。)の百分の七十五に相当 方消費税調整額の百分の七十五の額を加算した 込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税地 のは「当該市町村の地方消費税交付金の収入見 付金の収入見込額の百分の七十五の額」とある 額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交 「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成こ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは 年度減税自動車取得税調整額」という。)の百 乗じて得た額(以下この項において「平成十六 チに掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を と、「自動車取得税交付金」という。)の交付見 う。) の百分の七十五に相当する額の合算額」 第一項第一号トに掲げる額に平成十六年度減税 る平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条 する額」とあるのは「たばこ税調整額」とい 十六年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の 分の七十五に相当する額の合算額」と、「たば 込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは 都区調整率を乗じて得た額(以下この項におい て「平成十六年度減税たばこ税調整額」とい

5 平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十八号)附近の規定の適用については、同項に規定するで定める率を乗じて得た額、都に係る同号トにで定める率を乗じて得た額、都に係る順度の規定の適用については、同項中「及び交付金調整額」とあるのは、「、同項に規定するで定める率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とある。

二号) 少附 則 (平成一七年三月三一日法律第一

号

だし、第四条(地方特例交付金等の地方財政の第一条 この法律は、公布の日から施行する。た(施行期日)

二十三号)の施行の日から施行する。 法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担を、及び附則第四条の規定は、国の補助金等特別措置に関する法律第十四条の改正規定を除

(地方交付税法等の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税か法の規定及び第四条(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定に限る。)の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の規定は、平成十七年度分の地方交付税法等の一部改正に伴う経過措置)

する法律の一部改正に伴う経過措置)(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

方法の特例) (平成十七年度における基準財政収入額の算定

第五条

5 費税交付金」という。)の交付見込額の百分 に相当する額を控除した額とし、」と、「地方消減税所得割調整額」という。)の百分の七十五て得た額(以下この項において「平成十七年度 条第一項第一号ホに掲げる額に同項に規定する 年地方交付税法等改正法」という。) 附則第 準財政収入額を算定する場合における地方特 特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基 五に相当する額及び都に係る平成十七年地方交 交付金」という。) の交付見込額の百分の七十 成十七年度減税都区調整率」という。)を乗じ 総務省令で定める率(以下この項において「平 法律第十二号。以下この項において「平成十七 交付税法等の一部を改正する法律(平成十七年した都の所得割の収入見込額から都に係る地方 るのは「軽油引取税の収入見込額(都の所得割 十四条第二項の規定により読み替えられた地方 交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第 七十五に相当する額」とあるのは「地方消 の収入見込額については基準税率をもつて算定 は、同項中「軽油引取税の収入見込額(」とあ 交付税法第十四条第一項の規定の適用について 平成十七年度分の地方交付税における都及び 税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と 分の七十五の額に平成十七年度減税自動車取得 市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百 見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該 と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入 費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」 の百分の七十五の額に平成十七年度減税地方消 の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは 合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金 年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の ばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十七 税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「た の七十五の額を加算した額とし、」と、「たばこ 見込額に平成十七年度減税所得割調整額の百分 準税率をもつて算定した特別区の所得割の収入 額(特別区の所得割の収入見込額については基入見込額(」とあるのは「事業所税の収入見込 五に相当する額の合算額」と、「事業所税の収 自動車取得税調整額」という。) の百分の七十 た額(以下この項において「平成十七年度減税 る額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得七十五に相当する額及び都に係る同号チに掲げ 得税交付金」という。)の交付見込額の百分のの七十五に相当する額」とあるのは「自動車取 取得税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車 七年度減税たばこ税調整額」という。)の百分を乗じて得た額(以下この項において「平成十 号トに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率 年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一 分の七十五に相当する額及び都に係る平成十七 とあるのは「たばこ税調整額」という。)の百 額」という。)の百分の七十五に相当する額」 五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整 税地方消費税調整額」という。)の百分の七十 得た額(以下この項において「平成十七年度減 げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて 付税法等改正法附則第五条第一項第一号へに掲 「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額 2

付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並び 条第二項の規定の適用については、同項中「交 により読み替えられた地方自治法第二百八十二 方財政の特別措置に関する法律第十七条の規定 平成十七年度における地方特例交付金等の地 都に係る地方交付税法等の一部を改正する法 (平成十七年法律第十二号) 附則第五条第一

> 額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チ 該率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる 乗じて得た額、都に係る同号へに掲げる額に当 項第一号ホに掲げる額に総務省令で定める率を に掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

号 則 (平成一八年三月三一日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 **、** 当

規定並びに附則第二条第二項、第三条第二 条の二の改正規定並びに第六条及び第八条の 四条の三を削る改正規定並びに同法附則第七 四条の改正規定、同法附則第四条の二及び第 二条中交付税及び譲与税配付金特別会計法第 附則第七条の次に一条を加える改正規定、第 第一条中地方交付税法第六条の改正規定、 .法附則第三条の二を削る改正規定及び同法 第八条及び第十条の規定 平成十九年四

二 第七条及び附則第七条の規定 国の補助金 等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の 号)の施行の日 部を改正する法律(平成十八年法律第二十

財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う 経過措置) (第七条の規定による地方特例交付金等の地方

第七条 第七条の規定による改正後の地方特例交 月に交付すべき地方特例交付金の額は、新特例 年度分の地方交付税から適用する。 定は、平成十八年度分の地方特例交付金及び同 項において「新特例交付金法」という。)の規 付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次 分の減税補てん特例交付金の総額に対する割合 る減税補てん特例交付金の総額の平成十七年度 年度分の新特例交付金法第三条第二項に規定す 補てん特例交付金」という。)の額に平成十八 第三条第二項に規定する減税補てん特例交付金 例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 七年度分の第七条の規定による改正前の地方特 道府県にあっては当該都道府県に対する平成十 交付金法第九条第一項の規定にかかわらず、都 (以下この項において「平成十八年減税補てん (以下この項において「平成十七年度分の減税 平成十八年度に限り、地方公共団体に対し四

> うち当該市町村に係る額の二分の一に相当する 町村に対する平成十七年度分の減税補てん特例 改正する法律(平成十八年法律第二十号)第一整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を 当する額を各都道府県の児童(国の補助金等の 当特例交付金総額」という。)の二分の一に相 児童手当特例交付金(同条第二項に規定する児 額の合算額として総務省令で定めるところによ 伸び率を乗じて得た額の二分の一に相当する額 交付金の額に平成十八年減税補てん特例交付金 以下この項において同じ。)にあっては当該市 より算定した額とし、市町村(特別区を含む。 る額の合算額として総務省令で定めるところに うち当該都道府県に係る額の二分の一に相当す この項において同じ。)の数であん分した額の 要件児童で総務省令で定めるものをいう。以下 六年法律第七十三号)附則第七条第一項第一号 条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十 同じ。)の総額(以下この項において「児童手 童手当特例交付金をいう。以下この項において の二分の一に相当する額及び平成十八年度分の り算定した額とする。 する額を各市町村の児童の数であん分した額の 及び児童手当特例交付金総額の二分の一に相当 に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給

財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う (第八条の規定による地方特例交付金等の地方 経過措置)

第八条 第八条の規定による改正後の地方特例交 年度分の地方交付税から適用する。 付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規 定は、平成十九年度分の地方特例交付金及び同

三号) 則 抄 (平成一九年三月三一日法律第1

(施行期日)

行し、平成十九年度の予算から適用する。第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施

四附号訓 抄 (平成一九年三月三一日法律第1

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施 行する。 (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

第六条 第四条の規定による改正後の地方特例交 付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次 項において「新特例交付金法」という。)の規 する法律の一部改正に伴う経過措置)

特例交付金伸び率」という。)を乗じて得た額

定は、 用し、平成十八年度分までの地方特例交付金に ついては、なお従前の例による。 平成十九年四月において交付する各地方公共 平成十九年度分の地方特例交付金から適

各地方公共団体の特別交付金の額の二分の一にら第七項まで及び第九項の規定により算定した かわらず、新特例交付金法附則第四条第二項 用する新特例交付金法第五条第一項の規定にか 団体の新特例交付金法附則第四条第一項に規定 相当する額とする。 する特別交付金の額は、同条第十項において準 附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第二

二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成二十年四月一日から施

する法律の一部改正に伴う経過措置) (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

第四条 第三条の規定による改正後の地方特例交 方特例交付金及び地方交付税については、 方交付税から適用し、平成十九年度分までの地定は、平成二十年度分の地方特例交付金及び地 項において「新特例交付金法」という。)の規 従前の例による。 付金等の地方財政の特別措置に関する法律 なお 次

2 交付金法第六条第一項の規定にかかわらず、前月に交付すべき地方特例交付金の額は、新特例 総務省令で定めるところにより算定した額とす 年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付 を乗じて得た額の二分の一に相当する額として の前年度の地方特例交付金の総額に対する割合 金の額に当該年度の児童手当特例交付金の総額 平成二十年度に限り、地方公共団体に対し

0号) 附 則 抄 (平成二一年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関 平成二十一年四月一日 から

する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交 地方特例交付金及び地方交付税については、 地方特例交付金及び地方交付税については、な地方交付税から適用し、平成二十年度分までの 定は、平成二十一年度分の地方特例交付金及び 付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規 お従前の例による

則 (平成二二年三月三一日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、 する法律の一部改正に伴う経過措置) (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関 平成二十二年四月一日 から

第五条 第四条の規定による改正後の地方特例交 定は、平成二十二年度分の地方特例交付金及び項において「新特例交付金法」という。)の規 なお従前の例による。 の地方特例交付金及び地方交付税については、 地方交付税から適用し、平成二十一年度分まで 付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次

2 度の当該地方公共団体に対する児童手当特例交 例交付金」とする。 特例交付金」とあるのは「前年度の児童手当特 付金」と、「前年度の児童手当及び子ども手当 及び子ども手当特例交付金」とあるのは「前年 条第一項の規定の適用については、同項の表中 「前年度の当該地方公共団体に対する児童手当 平成二十二年度に限り、新特例交付金法第六

号) 抄 (平成二三年三月三一日法律第五

(施行期日)

自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法施行する。ただし、附則第五条の規定は、地方第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から する法律の一部改正に伴う経過措置) 律第三十五号)の公布の日から施行する。 (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

定は、平成二十三年度分の地方特例交付金及び付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交 なお従前の例による。 の地方特例交付金及び地方交付税については、 地方交付税から適用し、平成二十二年度分まで 2

抄 (平成二三年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日 (こ の法律の公布の日が同月一日後となる場合に 公布の日)から施行する。

則 (平成二三年五月二日法律第三五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

〇七号) 附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一 抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日 施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、 公布の日から施行する。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

第十六条 前条の規定による改正後の地方特例交 地方交付税から適用し、平成二十二年度分まで定は、平成二十三年度分の地方特例交付金及び なお従前の例による。 の地方特例交付金及び地方交付税については、 付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規 する法律の一部改正に伴う経過措置)

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

八号) 則 抄 (平成二四年三月三一日法律第

附

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日 施行する。

する法律の一部改正に伴う経過措置) (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

第五条 第四条の規定による改正後の地方特例交 地方交付税から適用し、平成二十三年度分まで定は、平成二十四年度分の地方特例交付金及び 付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次 なお従前の例による。 の地方特例交付金及び地方交付税については、 項において「新特例交付金法」という。)の規

県に対する平成二十三年度分の地方交付税法等 とあるのは、「都道府県にあっては当該都道府 方公共団体に対する地方特例交付金の額に当該 新特例交付金法第五条第一項の規定の適用につ 交付金の額」という。) に平成二十四年度地方 この表において「平成二十三年度減収補塡特例 二項に規定する減収補塡特例交付金の額(以下 付金等の地方財政の特別措置に関する法律(以 八号)第四条の規定による改正前の地方特例交 の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十 例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額」 年度の地方特例交付金の総額の前年度の地方特 いては、同項の表四月の項中「前年度の当該地 下この表において「旧法」という。)第二条第 平成二十四年度分の地方特例交付金に限り、

> 町村の自動車取得税交付金減収見込額により按五百億円を総務省令で定めるところにより各市 る平成二十三年度減収補塡特例交付金の額から 補塡特例交付金総額から五百億円を控除した額 特例交付金伸び率(平成二十四年度分の第三条 例交付金伸び率を乗じて得た額」とする。 当該市町村に係る旧法第四条第五項に規定する じ。) を、市町村にあっては当該市町村に対す に対する割合をいう。以下この表において同 分した額を控除した額に平成二十四年度地方特 十三年度分の旧法第四条第一項に規定する減収 第一項に規定する地方特例交付金総額の平成二

三号) (平成二八年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 一から五の二まで 略

五の四及び五の四の二 略 五の三 三第一項、第四十七条の二及び第四十七条の 四の規定 平成三十一年四月一日 く。)並びに附則第三十七条、第三十七条の 第七条(次号に掲げる改正規定を除

方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五の五 第七条の二並びに附則第三十五条(地 四月一日 条の三及び第四十七条の五の規定 条、第三十七条の二、第三十八条、第四十七 二百八十二条の改正規定に限る。)、第三十六 令和二年

する法律の一部改正に伴う経過措置) (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

第四十七条の五 第四十七条の三の規定による改 第四十七条の四 第四十七条の二の規定による改 度分の地方交付税に係る附則第三十七条の二の 正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置 条の規定による基準財政収入額の算定について による基準財政収入額の算定から適用し、平成地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定 に関する法律第八条の規定は、令和元年度分の正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置 規定による改正後の地方交付税法第十四条の規 に関する法律第八条第二項の規定は、令和二年 七条の規定による改正前の地方交付税法第十四 三十年度分までの地方交付税に係る附則第三十 は、なお従前の例による。

> 和元年度分までの地方交付税に係る附則第三十 いては、なお従前の例による。 十四条の規定による基準財政収入額の算定につ 七条の二の規定による改正前の地方交付税法第

八六号) 附 則 (平成二八年一一月二八日法律第

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。 号) 附 則 抄 (平成二九年三月三一日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日 施行する。 (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

第五条 第四条の規定による改正後の地方特例交 なお従前の例による。 定は、平成二十九年度分の地方特例交付金及び 項において「新特例交付金法」という。)の規 付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次 する法律の一部改正に伴う経過措置) の地方特例交付金及び地方交付税については、 地方交付税から適用し、平成二十八年度分まで

税額控除の額の合算額の見込額の二分の一に相税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別義務者についての当該年度分の個人の道府県民 住所を有する個人の道府県民税の所得割の納税 額から控除する住宅借入金等特別税額控除の 個人の道府県民税の所得割の納税義務者につい 該額に、当該指定都市の区域内に住所を有する とあるのは「見込額(指定都市にあっては、当 当する額を控除した額)、」と、「見込額として」 っては、当該額から、当該指定都市の区域内に は「見込額(指定都市を包括する都道府県にあ 適用については、同項中「見込額、」とあるの 定に係る新特例交付金法第三条第二項の規 算した額)として」とする。 の合算額の見込額の二分の一に相当する額を加 ての当該年度分の個人の道府県民税の所得割 平成二十九年度分の地方特例交付金の額の算 %定の

号 沙 附 則 (平成三一年三月二九日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 平成三十一年四月一日 いから

定による基準財政収入額の算定から適用し、

法」とあるのは「平成三十一年改正後の地方税

第二十八条 この附則に定めるもののほ める。 法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定3二十八条 この附則に定めるもののほか、この

(政令への委任)

則 抄 (平成三一年三月二九日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

附則第二十四条の規定 公布の日

則 (平成三一年三月二九日法律第五

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から (施行期日)

する法律の一部改正に伴う経過措置) (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関

第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交 前の例による。 特例交付金及び地方交付税については、なお従 · ---・· 交付税から適用し、平成三十年度分までの地方 定は、令和元年度分の地方特例交付金及び地方 項において「新特例交付金法」という。)の規 付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次

二十九条の八の二」とあるのは「平成三十一年第十二条の二の十二第二項」と、「同法附則第 三条の二第三項第一号及び第二号中「地方税 二十九条の十八第三項」と、新特例交付金法第 るのは「平成三十一年改正後の地方税法附則第 改正後の地方税法附則第二十九条の八の二」 あるのは「平成三十一年改正後の地方税法附則 と、「同法附則第十二条の二の十二第二項」と 税法」という。)附則第十二条の二の十第二項」 三項各号において「平成三十一年改正後の地方 正後の地方税法(以下この条及び第三条の二第 成三十一年法律第二号)第二条の規定による改 るのは「地方税法等の一部を改正する法律(平 条中「同法附則第十二条の二の十第二項」とあ の規定の適用については、新特例交付金法第一 る新特例交付金法第一条及び第三条の二第三項 に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけ (平成三十一年法律第二号) 附則第一条第二号 施行日から地方税法等の一部を改正する法律 「同法附則第二十九条の十八第三項」とあ |第一条 この法律は、

抄 附 則 (令和二年二月五日法律第一号)

(施行期日)

1 この法律は、 公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第五

(施行期日)

|第一条 この法律は、 する。 令和二年四月一日から施行

号 附 則 (令和二年三月三一日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 する。

号附 抄 則 (令和二年四月三〇日法律第二六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定計4一条 この法律は、公布の日から施行する。た める日から施行する。

定及び同法附則に十三条を加える改正規定並第二条中地方税法第二十条の十三の改正規 令和三年四月一日 びに第四条の規定並びに附則第六条の規定

(政令への委任)

|第五条 この附則に定めるもののほか、この法律 る。 の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

号 附 則 (令和三年三月三一日法律第八

(施行期日)

する。 する法律の一部改正に伴う経過措置) (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関 令和三年四月一日から施行

第五条 第四条の規定による改正後の地方特例交 交付税から適用し、令和二年度分までの地方特 付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規 例交付金及び地方交付税については、 定は、令和三年度分の地方特例交付金及び地方 例による。 なお従前

則 (令和四年三月三一日法律第1

号)

(施行期日)

第一条 この法律は、 する。 令和四年四月一日 から施行

> 第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交 例交付金及び地方交付税については、なお従前 項において「新特例交付金法」という。)の規 の例による。 交付税から適用し、令和三年度分までの地方特 定は、令和四年度分の地方特例交付金及び地方 付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次

2 住民税減収補塡特例交付金の額」と、「地方特 項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金総 例交付金総額に」とあるのは「旧法第三条第 による改正前の地方特例交付金等の地方財政の 額」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正 例交付金法第五条第一項の規定の適用について 「旧法」という。)第二条第二項に規定する個人 特別措置に関する法律(以下この表において する法律(令和四年法律第二号)第三条の規定 額に」とする。 令和四年度分の地方特例交付金に限り、新特 同項の表四月の項中「地方特例交付金の

(令和六年三月三〇日法律第五

号 附

(施行期日)

第一条 この法律は、 する。 (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関 令和六年四月一日から施

第五条 第三条の規定による改正後の地方特例交 付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規 例交付金及び地方交付税については、なお従前 交付税から適用し、令和五年度分までの地方特 定は、令和六年度分の地方特例交付金及び地方 する法律の一部改正に伴う経過措置) 例による

する法律の一部改正に伴う経過措置) (地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関